

自転車事故 発生の背景と防止対策
第 9 回 道路環境から自損事故防止対策を考える
(「人と車」2022 年 10 月号から)

(一財)全日本交通安全協会発行「人と車」2022 年 10 月号掲載記事の概要を紹介する。筆者は元日本自転車普及協会 自転車文化センター 谷田貝一男(やたがいかずお)氏である。

■ 自損事故発生状況

自損事故とは、転倒や工作物衝突など自転車利用者が自ら単独で起こした事故で、事故の当事者が自転車利用者以外にはいない事故である。

2020 年に全国で自転車利用時に発生した転倒事故件数は 2,270 件、工作物衝突が 387 件でいずれも 2018 年から毎年増加し、3 年間で 1.7 倍になっている。自損事故の原因として不適切な運転操作方法があるが、道路環境が原因の場合もあるので、最近の例を紹介する。

自転車で歩道のある道路の車道左側を走行中、側溝の蓋が何らかの原因で裏返しになっていたために、前輪が幅 2.8 ㍍の隙間に挟まり転倒して重傷を負った事故で今年 5 月、裁判所の判決で道路管理者に対して賠償金の支払いが命じられた。また、自転車で県道を走行中、深さ約 5 ㍍、幅約 7 ㍍の窪みに車輪が入り転倒して重傷を負った事故で今年 6 月、裁判所が提示した和解案で道路管理者との和解が成立に向かうことになった。

転倒事故を含む自損事故の発生では前述の事故例のように道路環境が誘因となる場合もあり、走行時に注意を要する箇所も多数ある。

■ 自損事故防止のための注意すべき道路環境

道路環境による自損事故発生原因として、「段差」「傾斜」「隙間」「路面の凹凸」「工作物」がある。具体例について事故データを基に紹介する。

① 歩道のある道路の車道左側を通行するとき

車道左側を自転車で通行していると、後方から自動車接近することがある。そこで自動車を避けるために歩道寄りに移動したときのことである。歩道が車道より一段高くなっている道路では前輪が歩道との間の段差に接触したり、段差を乗り越えて歩道へ移動すると、ふらついたりする。このとき、慌てっていると段差の高さに関係なく転倒することがある。

歩道と車道を縁石で区別している道路では前輪やペダルが縁石に接触したり、縁石が間隔をおいて設置されている道路では前輪が縁石の角に衝突したりして転倒することがある。

歩道と車道をガードレールで区別している道路では後輪がガードレールの脚部に引っ掛かったり、車体がガードレール本体に接触したりして転倒することがある。

いずれの場所でも転倒方向が車道側になるので、自動車が接近しても慌てずに徐行するか、自動車が通過するまで一時停止することだ。特に夜間は慎重な運転が求められる。

② 横断歩道と歩道の間を通行するとき

横断歩道と歩道の間には僅かな段差があり、視覚が不自由な人のために設置された点字ブロックの表面には半円形の凸部がある。このため、段差でふらついたり、前輪が点字ブロック上で滑ったり

して転倒することがある。特に高齢者や自転車に乗り始めた幼児は下車して押して進み、幼児同乗自転車を利用するときは、歩行者を避けながら慎重な運転が求められる。

③ 道路の左側を通行するとき

多くの道路は歩道の有無に関わらず両端に雨水を地下に排水するための傾斜した側溝が設置されているが、場所によっては道路端の路面も側溝側に傾斜していることがある。これらの傾斜に気が付かないで通行すると、車両の通行量が多く幅員が狭いために側溝を通行するとき、ふらついて転倒することがある。

側溝は道路と異なる路面のため両部の間に切れ目があり、場所によっては数ミリの空隙が生じていることもある。この切れ目や空隙に車輪が入るとふらつきが生じ、タイヤが細いスポーツタイプの自転車では転倒の危険性がある。側溝上に一定間隔で設置されている排水溝の上を通行すると振動によるふらつきのほか、溝の内幅によっては前輪がこの溝に挟まって転倒することがある。

側溝に蓋がない道路では、夜間に側溝が見えなくて前輪が落ちることがある。側溝通行による転倒防止のために、前方の路面確認や注意喚起の看板等の設置が望まれる。

④ 踏切を横断するとき

踏切には道路と鉄道のレールとの間に約7センチの隙間が道路の横幅全体に広がっている。横断時に前輪が隙間に入って転倒したり、前輪が隙間の影響で意図しない方向に回転して踏切から線路へ逸脱したりすることがある。

踏切を横断するときはレールとほぼ直角に通行し、多くの路線が通過する距離の長い踏切や歩行者・車両の通行が多いときは自転車から降りて押して進むことだ。

⑤ 注意を要する路面の凹凸

道路の路面上には様々な凹凸があり、僅かな凹凸でも自転車の車種や速度に関係なく通行時に注意が必要である。マンホールの蓋の凸形状面や表面に凹凸のある図柄が描かれている上を通行するとき、メーターボックスが道路の路面より窪んでいる箇所を通行するとき、車体が振動したり雨天時に車輪が滑ったりして転倒することがある。

舗装されていない道路では路面の凹凸、砂利や小石の散乱箇所もあるため、日常利用する道路であっても、荷物が多いときやゆるやかな坂道を通行するときに、ふらついたり意図しない方向に進んだりすることがある。ハンドルと身体を使ったバランス操作が重要で、危ないと感じたら下車して押して進むことだ。また、タイヤが細いスポーツタイプの自転車も慎重な運転が必要である。

商店街などにあるタイルを敷き詰めたインターロッキングと呼ばれる道路の路面を見ると、タイルとタイルの間に僅かな窪みがある。このため、歩行者を避けようとして進行方向を変えたとき、買物の荷物が多いとき、歩行者が多くて徐行しているときなどは、ふらついて転倒することがある。このようなときは一時停止することだ。

⑥ 注意を要する道路上の工作物

道路には様々な工作物が設置され、通行時に注意が必要となることもある。交差点の歩道周辺や歩行者自転車専用道路の入口には、自動車進入防止のためのポールが設置されていることがある。このポール間を自転車に乗車しながら通行したとき、夜間にポールの存在に気付かないと、衝突したり脚やペダルが接触して転倒したりすることがある。

道路端に電柱、交差点付近に交通標識が設置されている箇所が多くある。幅員が狭い道路で対向から自動車が接近して左横に移動しようとしたとき、よそ見をしていたとき、電柱や交通標識に気が付かないと衝突することがある。

植栽が歩道の車道寄り、歩道と車道の間、道路端など様々な箇所にある。しかし、この植栽の根が道路の路面近くまで伸びて路面に凹凸が生じている場合がある。道路上に設置されている様々な工作物に接触・衝突し転倒する事故の原因は「**事故が発生することがあるという認識がない**」「**前方不確認で工作物の存在に気が付かない**」「**ふらつき等の不確実な運転操作**」である。これらの原因を取り除くためには、自動車が接近したときや、工作物横での一時停止、工作物との間の距離確認とその距離に応じた通行路の選択、ふらつきが生じないための慎重な運転もしくは下車して押して歩くことだ。また、植栽のある道路では植栽管理者の定期的な点検・整備が必要である。

■ 自損事故防止のために

自転車利用時の自損事故では、重傷・死亡に至る場合もある。自損事故による傷害状況を **60 歳以上の高齢者 716 人**(2020 年、都内シルバー人材センター会員) に対して行った調査結果を紹介する。症状別では骨折・ひび 49.9%、打撲 26.8% であり、この割合は年代が異なってもほぼ変わらない。部位別では脚部 32.2%、手腕部 20.7%、腰腹胸肩部 20.0%、頭部 16.3% であり、この割合は 60 歳前半に対して 80 歳以上は頭部が 2.7 倍、脚部が 0.7 倍、手腕部と腰腹胸肩部は変わらない。

重傷・死亡に至ることもある自損事故を防止するための**第一の基本**は、ふらつき始めたら直ちに一時停止することだ。特に高齢者、幼児同乗自転車を利用するとき、荷物が重いとき及び夜間は注意が必要である。**第二の基本**は、前方や周囲確認のときに路面や設置物にも注意することであり、速度の出し過ぎはこの確認が疎かになる。**第三の基本**は、ヘルメットの着用である。本年 4 月に道路交通法が改正され、自転車利用時のヘルメット着用が全ての年齢に努力義務となった。ヘルメット着用の重傷化防止効果について説明を加えながら着用推進活動を行っていこう。

以 上